

## がん検診初回精密検査費助成事業 Q & A

令和8年4月1日現在

### Q 1 助成対象者に年齢制限はあるか。

A 1. この助成事業は、青森県が実施する精密検査費助成事業の規定に準ずるため、助成対象年齢の上限は69歳となります。なお、下限については、各がん検診の受診可能年齢に達した者としており、子宮がん検診は20歳以上、胃がん内視鏡検診は50歳以上、その他のがん検診は40歳以上となります。

### Q 2 助成対象者に所得制限はあるか。

A 2. 精密検査費の助成について、所得制限はありません。

### Q 3 他市町村に居住している時にがん検診を受診し、その後、弘前市に転入した。検査の結果、「要精検」と判定されたが、この場合は助成対象となるか。

A 3. 当市で精密検査費の助成を受けるにあたっては、当市が実施するがん検診を受診していることが前提であるため、他の市町村等が実施するがん検診の結果に基づく場合は助成対象とはなりません。

### Q 4 職場で実施したがん検診を受診した結果、「要精検」と判定された。これに基づいて精密検査を受診した場合は助成対象となるか。

A 4. 職場で実施したがん検診に基づく精密検査の費用は助成対象になりません。

### Q 5 令和6年4月より前に受診した市のがん検診で「要精検」と判定された。これに基づいて精密検査を受診した場合は助成対象となるか。

A 5. 助成対象となるのは令和6年4月1日以降に受診したがん検診の結果を受けた精密検査としており、それより前に受診したがん検診の結果を受けての精密検査は助成対象になりません。なお、令和6年度対象分は、令和8年2月末で申請受付を終了いたしました。

**Q 6 令和7年度末にがん検診を受診したが、「要精検」となった場合、精密検査は令和8年度に受診することになる見込み。この場合は助成対象となるか。**

A 6. 当該助成事業は県の実施方針に合わせて、令和6年度から同8年度までの3年間の制限事業のため、このケースについては令和8年度実施分で申請可能です。

令和7年度対象分の申請受付の締切は、令和8年7月31日までとなります。

**Q 7 がん検診の結果、「異常なし」と判定されたが、不安に思っ独自に精密検査を受診した。この場合も助成の対象となるか。**

A 7. 当市のがん検診の結果、「要精検」と判定された場合のみ対象となるため、独自の判断で精密検査を受診した場合は助成対象となりません。

**Q 8 がん検診を受診した結果、検査が不調に終わり、再度検査が必要となった。この再検査の費用は助成の対象となるか。**

A 8. この場合は「精密検査」ではなく、「がん検診の再検査」となりますので、助成対象とはなりません。

**Q 9 A病院で精密検査を受けようとしたが、体調不良等により不成立に終わり、B病院で再度精密検査を受けた。この場合、AとB、どちらの病院の費用が対象となるか。**

A 9. 上記の場合、A病院での精密検査は不成立に終わっていますので、B病院での精密検査費用が助成対象となります。

**Q10 領収書を紛失した場合は。**

A 10. 領収書を紛失した場合は、受診料が確認できないため、助成できません。申請前に領収書を紛失するケースも考えられますが、そのような場合は、受診先に領収書の再発行を依頼するか、同封の「弘前市がん検診精密検査受診証明書」を受診先に提出して証明を受けてください。

**Q11 精密検査の受診について確認できる書類を紛失したり、受診先から得られなかった場合は。**

A 1 1. 精密検査の受診について確認できる書類がない場合は助成できない。その場合は、「弘前市がん検診精密検査受診証明書」を受診先に提出して証明を受けてください。